

0 調査の概要

県内の既存施設における検討対象となる設備の整備状況を把握するため、以下のとおり各施設へアンケート調査を実施

■調査日

令和6年7月30日(水)

■調査対象

福祉のまちづくり条例第24条の2に基づくバリアフリー情報の公表義務対象施設※

〔※全ての規模の官公署等、延べ面積1,000㎡以上のホテル等、延べ面積2,000㎡以上の病院等、延べ面積10,000㎡以上の物品販売店舗等〕

■調査数

2,170施設(国所有163施設、県所有269施設、市町所有1,090施設、民間所有648施設)

■方法

県が把握している特定施設所有者宛てにメールにて回答を依頼
WEBフォームに回答を入力する形式での回答を求めた

■回答期限

令和6年8月31日(土)

■有効回答

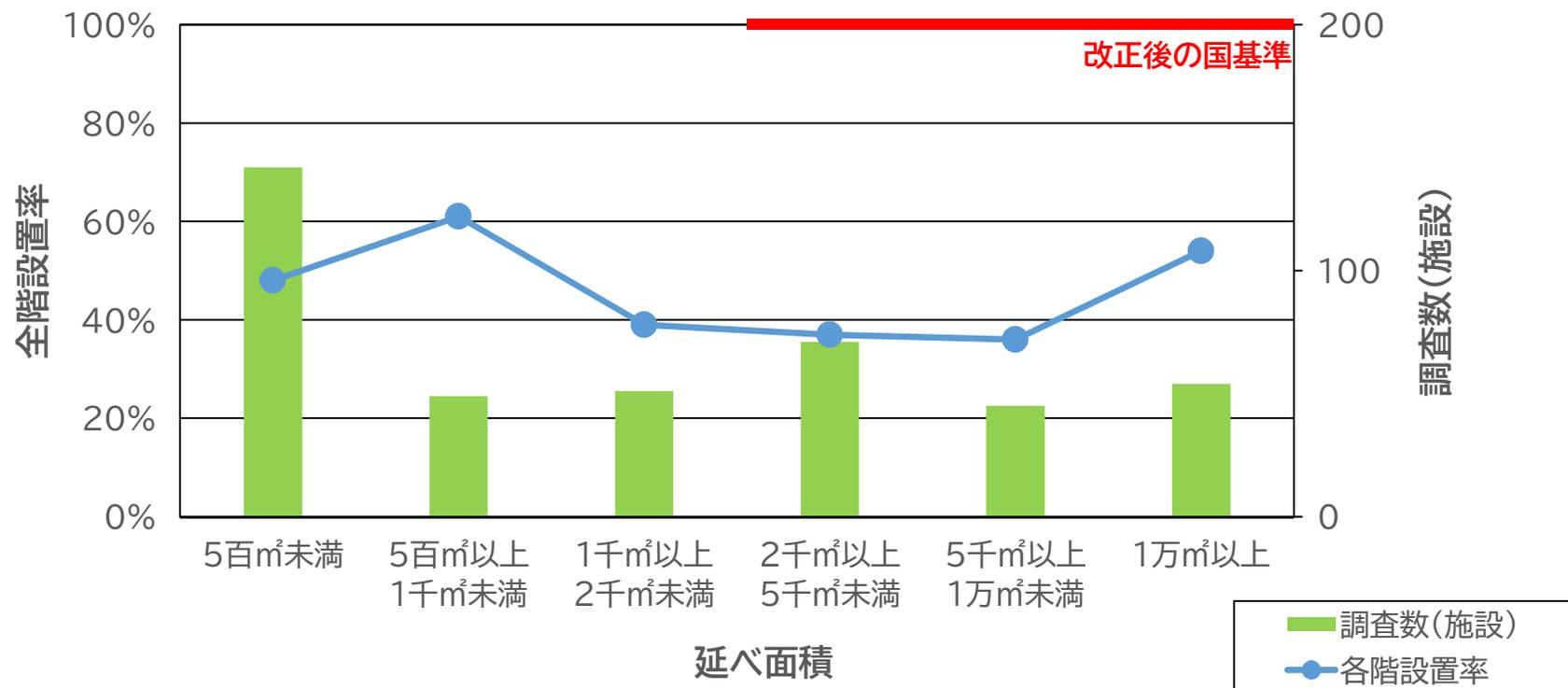
412件 (8月14日(水)時点)

1 トイレのバリアフリー基準

【論点①-1】 2,000㎡未満等の建物に対し、各階に1以上の車椅子利用者利用便房の設置を義務付けるべきか

全階に車椅子利用者利用便房が設置されている建物の割合

- 2千㎡以上では、延べ面積が大きくなるに従い、全階設置率は高くなっている
- 500～1千㎡の各階設置率が高い要因は、平家の割合が高いこと、公共施設の割合が高いことが要因と推定される

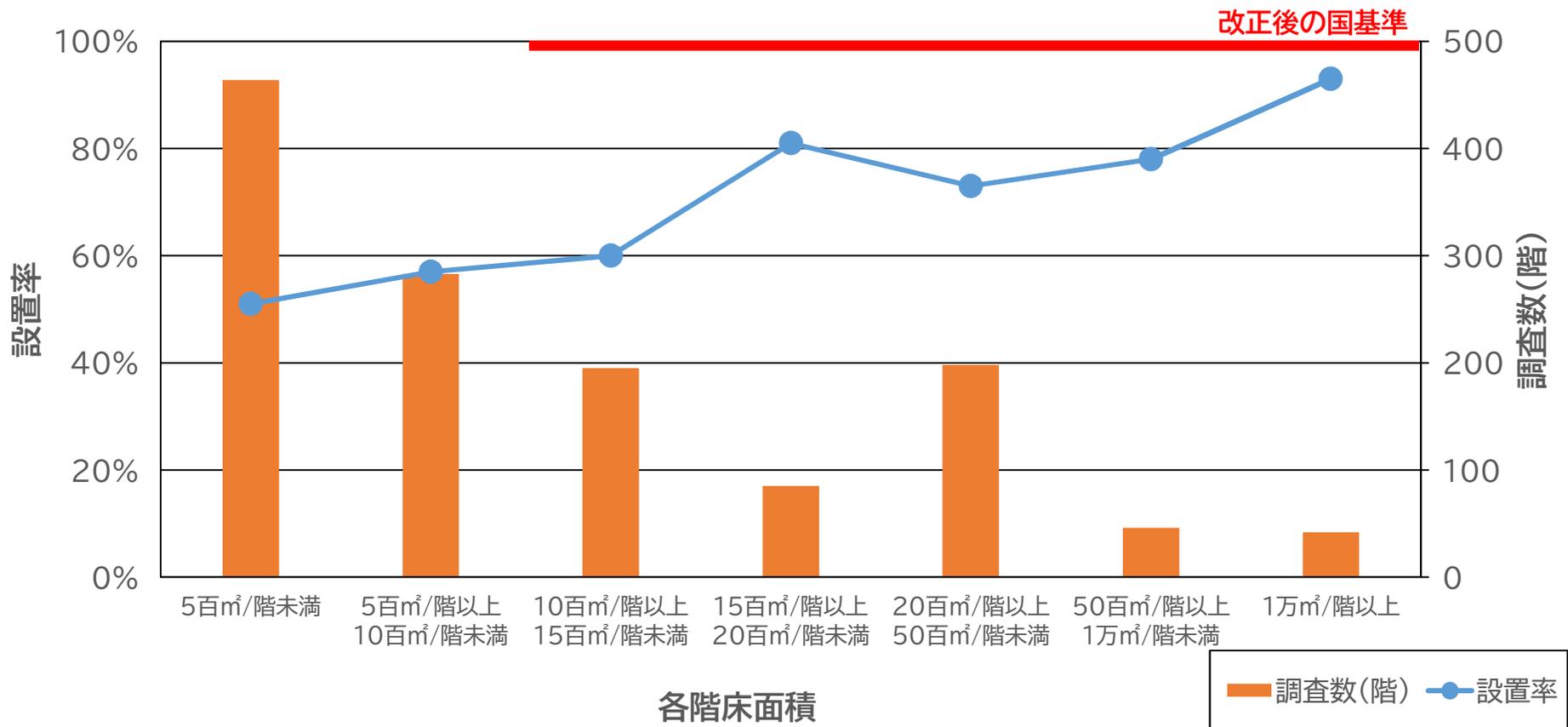


1 トイレのバリアフリー基準

【論点①-2】小規模階を1,000㎡よりも小さい規模で規定する必要はないか

ある階に車椅子利用者利用便房が設置されている割合

- 各階床面積が大きくなるほど車椅子利用者利用便房の設置率は高まる
- 1500㎡未満の階では、車椅子利用者利用便房の設置率は約6割であるが、1500㎡以上では約8割と一気に高まる

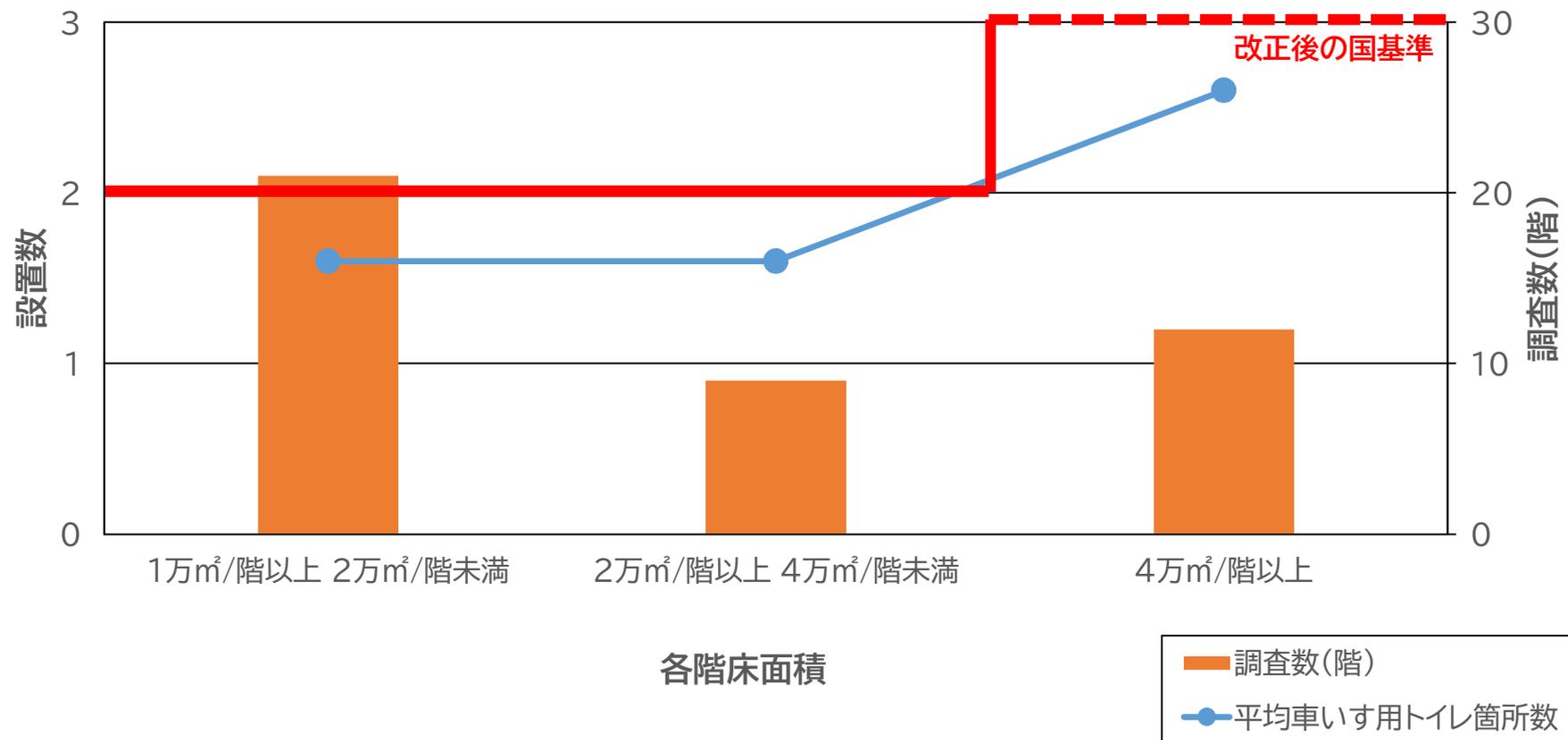


1 トイレのバリアフリー基準

【論点①-3】大規模階を10,000㎡よりも小さい規模で規定する必要はないか

大規模階における各階への車椅子利用者利用便房の設置数

- 1万㎡以上の階は約40階であり、大規模階に該当する階は多くない
- 1～4万㎡の階では、1.6箇所の子車椅子利用者利用便房が設けられており、改正後の国基準には満たないものの、複数設けられている傾向
- 4万㎡以上では、2.6箇所であり、改正後の国基準による設置数と相関が見られる

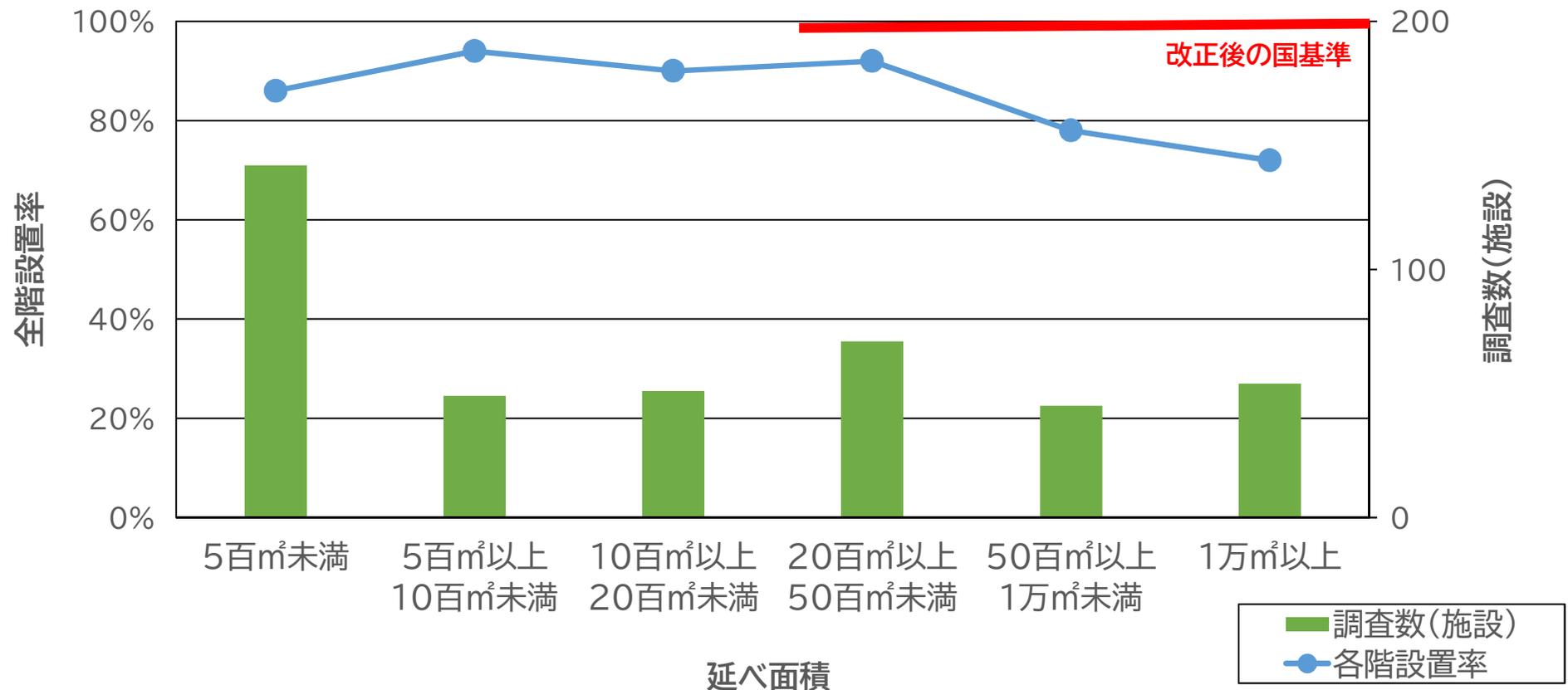


1 トイレのバリアフリー基準

【論点②】 2,000㎡未満の建物に対し、不特定多数利用便所の各階設置を義務付けるべきか

全階にトイレが設置されている建物の割合

- 延べ面積が大きいほど全階設置率が低下する傾向。延べ面積の増に伴い、階数も増加することが要因と想定
- 延べ面積5千㎡未満の建物では、全階設置率は約9割となっている

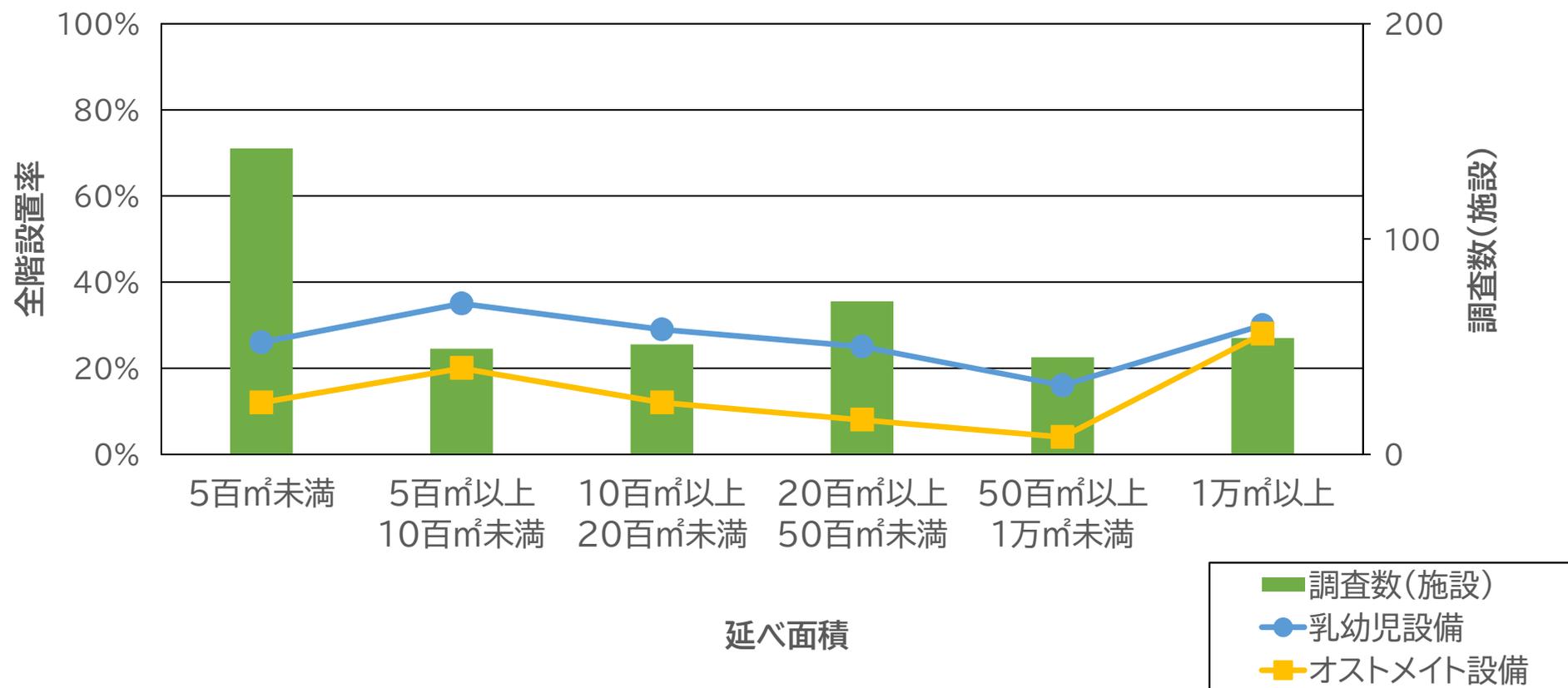


1 トイレのバリアフリー基準

【論点③】 車椅子利用者利用便房が各階に1以上設けられることとなったが、より利用者の多い乳幼児設備は、建築物に1以上でよいか。オストメイト設備についても、見直しの必要はないか。

全階に乳幼児・オストメイト設備が設置されている建物の割合

- 乳幼児設備の全階設置率は、500平米未満の建物では低く、1万平米以上の建物では顕著に高い。500～1万平米では、面積の増に伴い、設置率が低くなっている。面積の増に伴い、階数も増となることが影響している可能性
- オストメイト設備も同様の傾向となっているが、全体的に2割程度設置率は低い

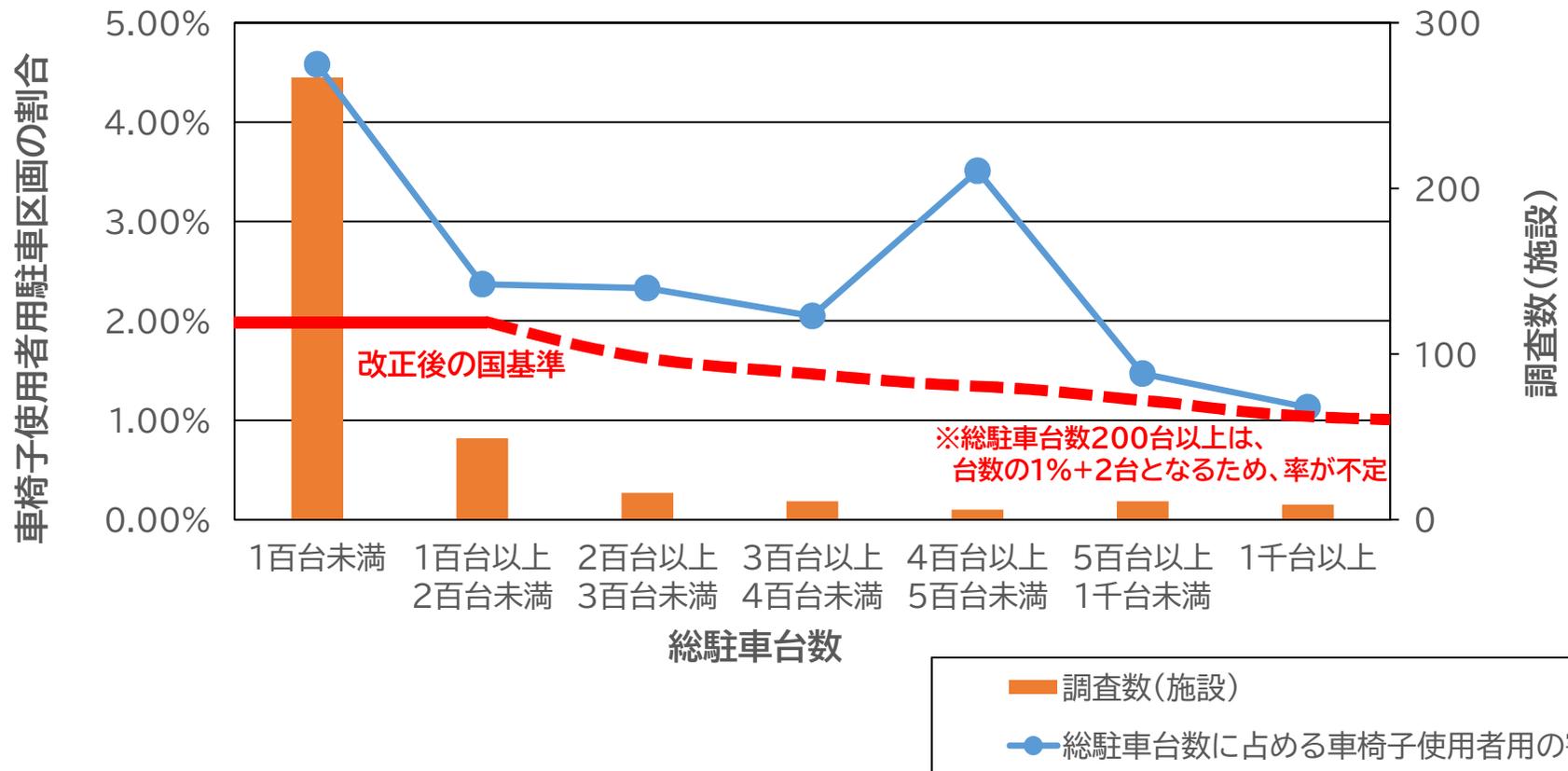


2 駐車場のバリアフリー基準

**【論点①】 2,000㎡未満等の建物に対し、
複数の車椅子利用者利用駐車区画の設置を義務付けるべきか**

総駐車台数に占める車椅子利用者利用駐車区画の割合

- 100台未満の駐車場が大多数
- 総駐車台数が増えるに従い、車椅子利用者利用駐車区画の割合は減少する傾向
- 全ての台数区分で改正後の法基準を上回っている

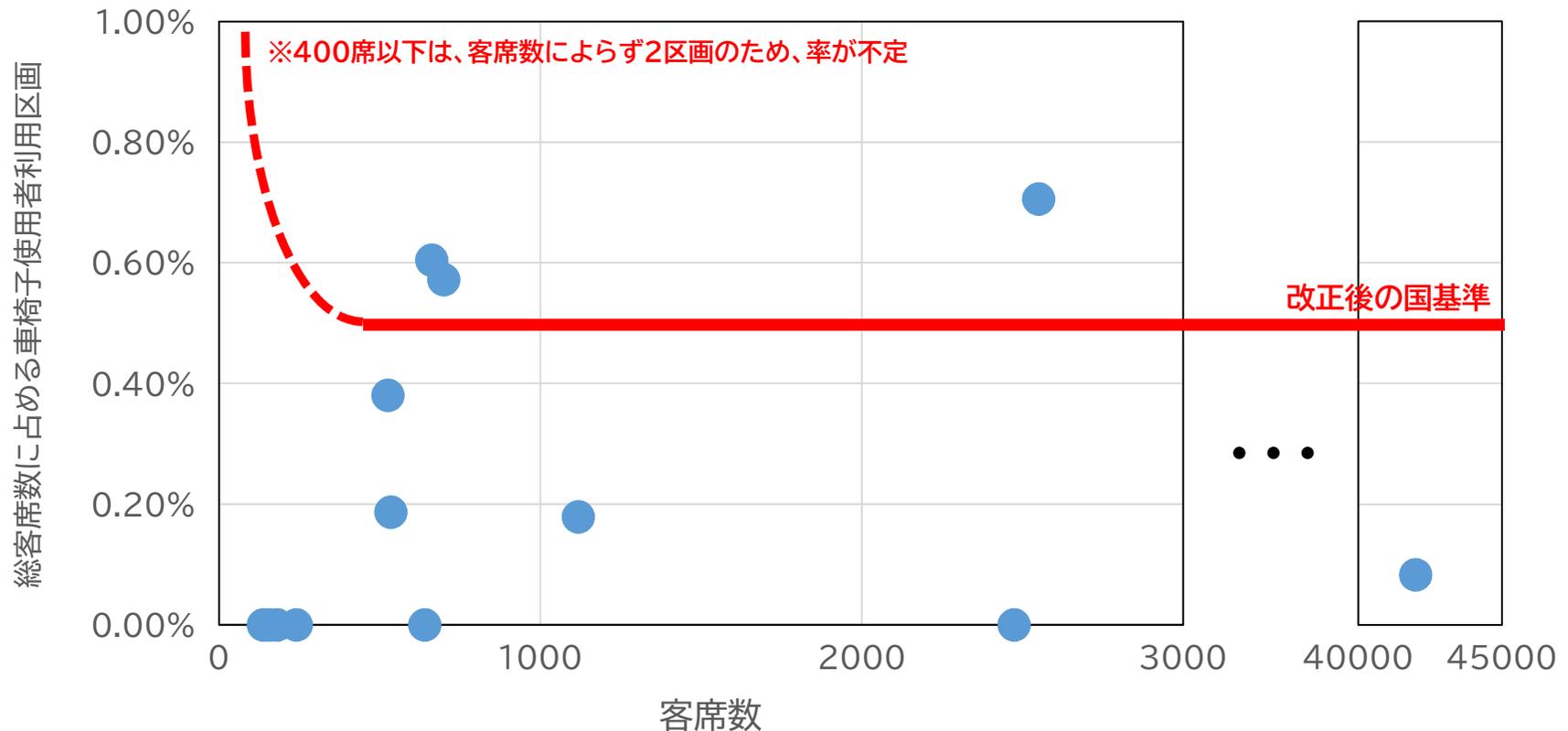


3 劇場等の客席のバリアフリー基準

【論点①】 2,000㎡未満の劇場等にも複数の車椅子利用者利用区画を設けるべきか

車椅子利用者利用区画の設置割合

- 改正バリアフリー法の基準である0.5%を満たす施設は3施設にとどまる
- 500席未満の施設では、区画が0の施設が3件中3件で、小規模施設で区画が設けられない傾向
- 40,000席を超える大規模施設では、区画の設置数は30程度であったが、区画の設置率は低くとどまった



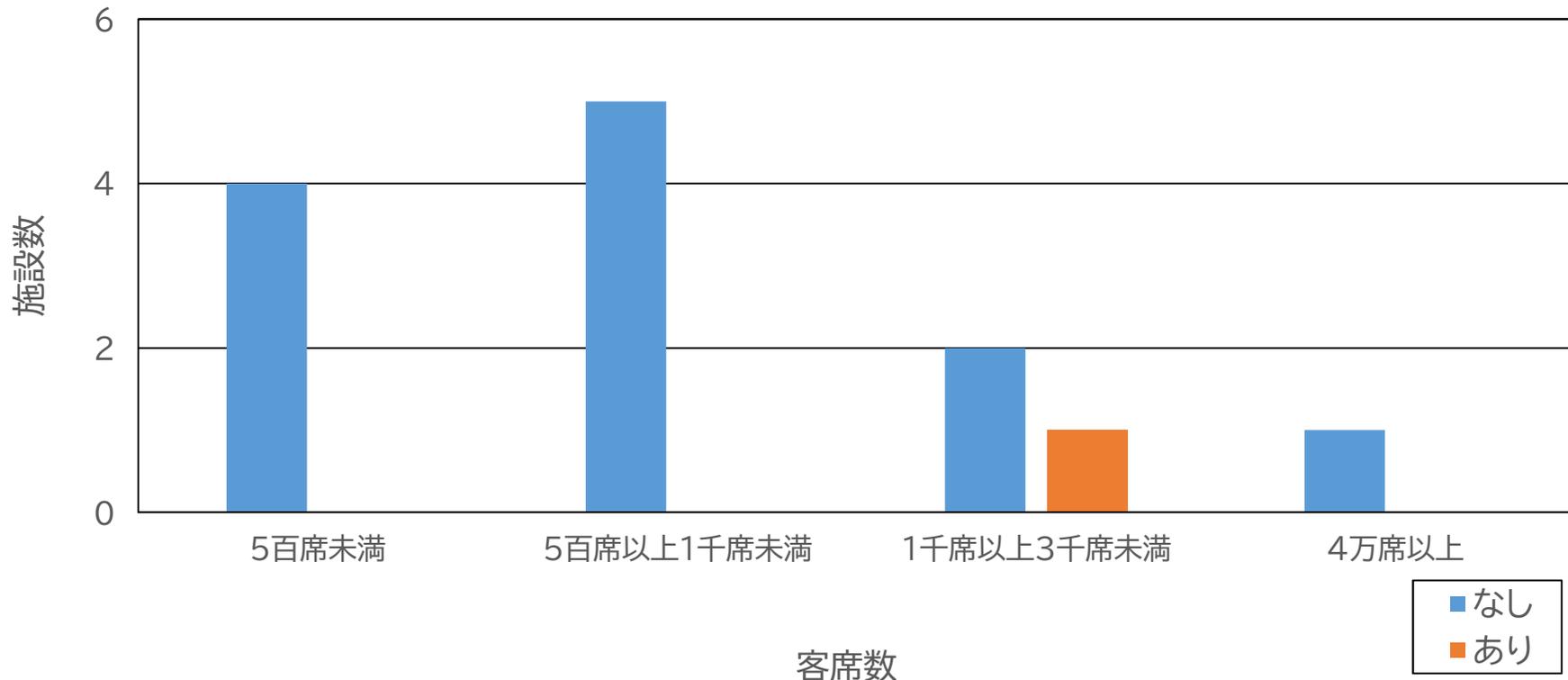
3 劇場等の客席のバリアフリー基準

【論点②】 従来どおりハードとしての整備を求めるべきか
IT技術等を活用したソフト対応でも可とするか

- ✓ 情報通信機器の進歩が著しく、従来の設備(ハード)より高機能であるソフト対応もある
- ✓ 設備(ハード)として設置を義務付ける場合、担保性は確保できる

集団補聴設備等の設置施設数

- 1施設を除いて設置なしと回答
- 一方、ソフト対応による事例は一定程度行われている(次ページ)



3 劇場等の客席のバリアフリー基準

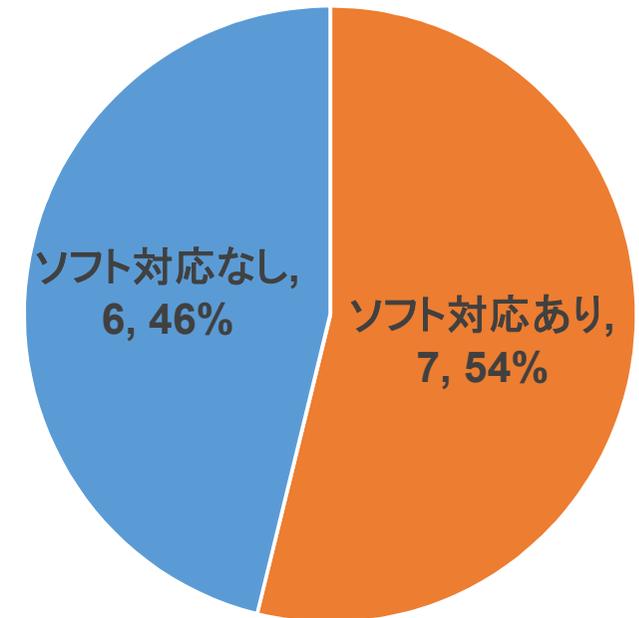
【論点②】 従来どおりハードとしての整備を求めるべきか
IT技術等を活用したソフト対応でも可とするか

- ✓情報通信機器の進歩が著しく、従来の設備(ハード)より高機能であるソフト対応もある
- ✓設備(ハード)として設置を義務付ける場合、担保性は確保できる

集団補聴設備(ハード整備)によらないソフト面での対応状況

- パソコン要約筆記内容のスクリーン表示 【2施設】
- バリアフリーに対応した字幕眼鏡の導入
- バリアフリー字幕アプリ対応作品の上映
- 台本データを収納した鑑賞サポートタブレットの貸出
- 公演プログラムの音声図書(デイジー図書)での提供
- 講演の手話通訳配置

※ 【 】は同内容の取組がある施設数



N=13